

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	2 6 5 7
		決裁期日	平成 2 7 年 3 月 6 日
名 称	平成 2 6 年度第 1 回安平町町民自治推進委員会		
日 時	平成 2 7 年 2 月 2 7 日 午前・ 午後 1 8 時 3 0 分 ～ 2 0 時 4 5 分		
場 所	安平町追分公民館		
会議概要	1. 開会 委員 2 0 名中、1 8 名の出席があり、条例第 5 条の会議開催条件を満たすことを確認。		
	2. 委嘱状交付 瀧町長より委嘱状を交付。		
	3. 町長挨拶 本日は皆様大変お疲れ様でございます。 一昨日からの新聞報道等に関して、深くお詫び申し上げます。今後全力を挙げて信頼の回復に努めてまいりますこととお誓い申し上げます。 さて、改めまして本日は第 1 回目となります委員会を開催する運びとなり、時節柄お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。ただいま委嘱状を交付させていただきましたが、1 2 月 2 6 日に施行いたしました「まちづくり基本条例」は、制定して終わりではなく、町民と行政で育てる条例として、その内容をいかに実践していくかが問われており、委員の皆様におかれましては、町民参画や情報の共有がきちんと実践されているか、またどのように運用していくべきかを審議・議論していただきたいと考え、委嘱させていただきました。そのため、委員の選定に当たっては、住民基本台帳から無作為に選定する方法や、自治会、町内会、農事組合で協議いただいた方に委嘱させていただき、広範な参加に留意したところです。自治会・町内会等の会長様におかれましては、年明けより選出にご尽力をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。 地方分権社会の到来以降、また日本そのものの人口が減っていく中、どうしたら地域を衰退させずに、未来に繋げていくことができるかという大きな課題も国から投げられている現状であり、行政だけでなく、町民の皆様とともに未来の安平町をしっかりと考えていくことが必要であると考えております。本日の委員会では、皆様からの様々なご意見をご期待申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。		
	4. 委員自己紹介 出席委員より、一言ずつ自己紹介。		
	5. 議事 委員長決定まで、町長が代わって議事を進行。		
<u>(1) 委員長・副委員長の互選について</u> 委員長挨拶：まちづくりの根幹となる「まちづくり基本条例」の運用について議論する大事な委員会の委員長であるので重責を感じております。これからのまちづくりのためには、本当は若い方に委員長をと思うところですが、2 年間どうぞよろしく願いいたします。			

(2) 安平町町民自治推進委員会の役割について

事務局より、配布資料の確認の後、その内容について説明。以下に説明要旨を列記。

[議案資料2ページ]

- 憲法的な位置づけであり、行政・町民・議会の役割等を規定する「①まちづくり基本条例」を制定し、平成26年12月26日に施行。またこの基本条例を根拠に、以下の②～⑤の4つの関連条例も施行された。
 - ②町民参画推進条例…行政施策に町民が参画し、意見や提案する制度をルール化
 - ③住民投票条例…町の重要事項に対していつでも住民投票ができる制度。
 - ④議会基本条例…身近な議会運営や議員が行うべきことについて定めた条例。
 - ⑤町民自治推進委員会条例…基本条例の運用や修正をする町民組織を設置。この条例は平成26年4月1日に施行済み。

- 一般の町民の方々には、これらをわかりやすく説明する「逐条解説書」のダイジェスト版を2月20日付けで全戸配布しているほか、逐条解説書の全文を安平町ホームページに掲載している。

[議案資料3ページ]

- まちづくり基本条例に基づく関連施策・事業について、「制定前から実施しているもの」「制定に伴う新たに実施するもの」「今後検討すべき事項」に分けて整理している。(当日は各項目について例示しながら説明しているが本書では省略)

[議案資料4～5ページ]

- ここで一つおことわりをさせていただきますが、本日ご説明する内容を委員の皆さんにご理解いただいた上で、次回以降の委員会を進めていくことになるため、今回の会議だけは事務局からの説明ばかりとなってしまいます。次回以降は、議論いただくミッションのようなものをお渡ししたり、複数のグループに分かれていただいたりして、委員の皆さんに話し合ってくださいよう考えておりますので、本日は申し訳ございませんが、説明一辺倒になってしまいますことをご了承ください。

- 町民参画推進条例において、町は次の6項目に該当する施策等について、町民参画の手続きをとることになっている。(例については資料参照)
 - ①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
 - ②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
 - ③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - ④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
 - ⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
 - ⑥上記①～⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

- 次の項目に該当する場合は、上記の6項目に該当する施策等であっても適用除外になるものがある。
 - *軽易なもの
 - *緊急に行う必要のあるもの(ただし、その理由を後日、この委員会への報告や広報紙等での公表をすることになっている。)
 - *法令との規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの(町の判断の余地がないもの)
 - *町の内部事務処理に関するもの
 - *税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの(地方自治法で住民が直接請求できないことになっている)

- 町民参画の実施方法については、できるだけ複数の方法を組み合わせて行うよう努めることとしている。(具体的な方法や組み合わせの例は資料参照)

[議案資料6ページ]

- 皆様方がなぜここに集められているのかといった、委員の具体的な説明に入る。委員の役割の一つ目は、最初に説明をした「まちづくり基本条例」が時代に合っていないなくなってきたら変えていかなければならないし、やり方がおかしい部分はやり方を変えていかなければならない。そうしたことから、変化していく条例「育てる条例」であると言え、条例に書かれている内容をいかに実践していくかが、役場にも一般の町民の皆さんにも問われることになる。そうした「参画」や「情報の共有」が実践されているか、ルールが守られているかをチェックする役目が一つ目である。
- 委員の役割の二つ目は、「町民参画推進条例」で規定する町民参画手続きがきちっと実施されているかをチェックすることがある。また、役場職員もどういった場合にどういった町民参画を組み合わせていけば効果的にできるのかがまだ手探りの状況であり、委員の皆さんからは、こうしたら町民はもっと意見を出しやすくだろう、という提案も話し合いの中で出していただきたい。

[議案資料7ページ]

- 委員会の組織について、20名以内で組織することになっている。メンバーは、1号委員から4号委員までに分かれており、(1)無作為抽出で選ばれた方で委嘱を希望された方、(2)学識経験のある方、(3)地域コミュニティ団体（自治会等）の方、(4)その他町長が専門知識や男女構成を考慮して委嘱する方としている。委員名簿には、委嘱されている区分が書かれているのでご確認いただきたい。
- 任期については2年間。報酬と費用弁償（車賃）をお支払いする。
- 1号委員である住民基本台帳から無作為抽出で選ばれた方のうち希望された方を委嘱した目的について、「町民世論」と「町政に対して積極的に参画する町民」とはイコールではないと考えており、普段町政へ積極的に意見を言わない町民を参画してもらうことをねらって取り入れた。
- 今回の委員の委嘱にあたり、1号委員には12名が応募。事務局では、1号委員を最大7名と想定していたため、まず抽選で7名に絞らせていただいた。しかし、応募してくださった意欲や女性に多く関わっていただきたいとの考えから、2号委員と4号委員には、1号委員の抽選に漏れてしまった方から選ばせていただいた。
- 3号委員については、選出にあたり自治会・町内会・農事組合の会長の皆様には大変ご苦勞をおかけした部分であり、感謝申し上げます。複数の団体につき一枠として設けた委員枠の枠切り方法については、会長様方への説明時にいろいろご指摘をいただいているところだが、その点については2年後の次の委嘱時期までに検討させていただきたいと考えている。今回の場合については、安平地区2名、早来地区3名、遠浅地区2名、追分地区4名の計11名という構成とさせていただいた。

[議案資料8ページ]

- 町民自治推進委員会の皆さんにご期待申し上げていることについて、先ほども説明したとおりだが、大きな項目は二つあり、一つ目は、「まちづくり基本条例の運用状況のチェック」、二つ目は、「町民参画推進条例の実施状況のチェック」である。町民の方々を巻き込んでどう効果的に意見交換していくかということについて、特にご意見いただきたいと考えている。
- 町民参画推進条例は平成26年12月26日に施行されており、ではどの場面からの重要案件について意見を聞いていくのかということについて説明したい。役場のシステムはどうしても年度単位でものごとを決めていくようになっているが、すでに

過去から動いている事業については町民参画推進条例の施行後も対象外となる。これは、過去に戻って意見をもらわなければならなくなってしまい、どこから起点になっているのかわからなくなってしまいうためである。ここから新たに動き出すものについて意見をいただきましょう、ということになるので、補足させていただく。

【質問・意見】

委員) これであれば議員はいらないのではないのか。条例や実施状況を見てくれと言うが、一般の町民だって忙しいのに幅が広くて見られるわけがない。あれもこれも町民にと、役場は仕事を逃げていたのでは。こういう問題や悩みがあってこのことについて考えて欲しいといった具体的な話ならわかるけれども。

事務局) 説明が悪かったかもしれない。折角ですから、どんなイメージで受けとめられているか他の委員の皆さんの気持ちもうかがってみたい。

委員) この取り組みは町独自で考えてやっているのか。国とか道とかに言われてやっているのではないのか。

事務局) このルールは、町が独自に進めているものです。

委員) この委員会は年間何回くらい予定しているのか。

事務局) 年間4回程度、後ほど詳しくご説明しますが3か月ごとをイメージしています。

委員長) 今日は概要を理解する日であり、具体的なことは次回以降にだんだんとわかってくるとは思いますが、女性の方など、ほかにお感じになっていることはありませんか。

事務局) 先ほど委員からお話のあった点についてですが、私の説明が悪かったのだと思いますが、意見をもらうということが無理強いをしているというように受け止められてしまっているのでしょうか？もうすでに重要な案件を決めるときに、自治会や町内会等で説明会を開いたりなどして意見をいただいております、何か新たに無理を強いるつもりはありません。今日は説明ばかりだが、二回目以降は具体的にこれで困っているからこのことについて話し合っ欲しい、というように明確になる形で進めていきたいと考えている。

委員) それから今回の委嘱は、自治会単位の選出ではない(複数団体から1名を選出している)。しかも自治会の人なら誰でもいいと言ったって、誰でも委員会で意見を出せるのかということもある。自治会では今回の委員を選ぶのに苦労して出している。

委員) 私は自治会の連合からの推薦で来たんですけども、自治会とか連合を代表して意見を言う必要があるのか。個人的に話していいのか。

事務局) 委員の選び方のところで確かに複数の団体から推薦されて出てくるとなると代表して発言するというようにお考えになることもあろうと思うが、あくまでも委員の選出方法を複数団体による枠から1名選出して欲しいとお願いしたものであり、委員会でのご発言は個人で構わない。なぜ自治会・町内会から出していただいたかという、できるだけ広い範囲から選びたいと考えたから。自治会としての意見を求めたくて選んでいただいたのではないことをご理解いただきたい。

委員) 私も農事組合から推薦された形で来たが、やはり団体から押されてきた格好になるので、個人の意見をとばなりにくいと思う。

委員) 今、いろんな意見があって、それを伺えて、こうして知らなかった人とも知り合えて良かったな、と思っています。この会議で知らなかった人たちからの意見を聞くだけでも意味があると思っています、4回の会議ではいろいろとできるとはそう簡単には思っていないが、町でやろうとしていることを私たちがこうしたらいいんじゃないと付け加えられれば十分で、そんなに深く考えすぎず気楽に思っているいいんじゃないかと考えています。事務局の説明も良かったです。

委員) 私は説明を聞いていて面白そうだなと思っていたところです。議題に沿

って的確な意見が出せるかはわからないですけども、少なくとも安平町がどういったサービスを展開していくのかがより詳しくわかるというように感じています。それには自分自身がまちづくり基本条例をまず勉強しないと、と感じています。いろいろな意見があつていいと思います。

委員) 合併して10年が経とうとしているが、それぞれ違う地域の人たちが互いをどう感じているのか、ということを知りたいなという思いがある。どうこれから共存していくか、安平町として考える機会だと思う。たった年間4回では大した反映には至らないだろうが、自治会等からの推薦であっても、個人の意見でよいということなのだから、この場に來たからには個人でお話して欲しいと思う。私もこんな大変な委員だとは思っていなかったのも、たわいのない話もできる委員会であつていいと思った。

委員長) 今日は初めて顔を合わせた方も多いでしょうし、お話を聞いているとやはりまだ安平町としての一体感が足りていないんだなと感じており、委員会が立ち上がったことで、一体感が醸成されるような、そして建設的な意見が出るような雰囲気づくりをしていきたいと思った。今後は個人的で良いので忌憚のない意見をお願いしたい。

(3) 安平町町民参画推進条例施行後の町民参画の状況について

[議案資料9～11ページ]

●先ほどのご意見も踏まえて、9ページ以降の説明をさせていただきます。条例が施行された平成26年12月26日以降に、町民の意見をいただくためのパブリックコメントという方法を使ったものが2つあります。これは案ができましたので、それを見てご意見ありましたらください、と町のホームページや広報紙に掲載して実施しているものです。一つ目は、「安平町子ども・子育て支援事業計画」といって、保育所でどういったサービスをすればすくすく子どもが育つか、などという重要な計画。もう一つの「安平町健康増進計画(健康あびら21)」も、人が亡くなるまでいかに健康でありつづけられるかの方策を計画する重要なもの。役場としてはパブリックコメントという方法は、案ができたので意見くださいという簡単な方法だが、意見総数が1件1名と1件8名という状況で、果たして町民の意見を聞いたことになるのかという見方もあります。そうした大事な計画を決めるときに、どうしたら意見がたくさんもらえるのだろう、ということ委員会でも話し合っていたと考えています。先ほどのご意見に関係して、イメージしていただく良い例だと思います。

●9ページ下段から11ページにかけては、各種審議会等において意見聴取を行ったものや除外規定に該当するものについて書いていますが、この説明は1回目の会議では混乱させては困りますし、会議終了予定の時間も迫ってきているので説明は省略させていただきます。

[議案資料12ページ]

●今後予想される重要案件についてですが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのがありますが、いま国を挙げて人口対策を仕掛けているところで、自治体ごとにその戦略を立てなさいとされている。こうした向こう何十年という町の重要計画を1件のパブリックコメントで決定していいのかということがあります。皆さんには次回以降に、目的を明確にお示しして、どうしたら重要事項に多くの方の参画をもらえるかを考えていただきたいと思います。委員のお話のお答えになるかわかりませんが、そうした考えを持っています。

6. その他

●会議の開催予定月についてですが、副委員長からは年間4回では少ないのではという

ようなご意見もいただきましたが、事務局としてもどの程度が町民の方々に適当かといったところが手探りの状況でして、まず最初の1年間は4回で進めて行きたいと思っています。1年やってみて、次年度は回数を増やそう、あるいは減らそうという機運ができてくれば、その流れに沿って検討していきたいと思っています。

- 次の会議の開催月ですが、議会じゃなくても決められるものもありますが、役場で進めるものは議会で決定することになっています。いま皆さんと一緒にやろうとしていることは、役場が作る案の前段に町民の皆さんに意見をもらう効果的な方法を考えてもらったり、チェックしていただいたりするという話なので、役場が作った案を議会にかけるという流れから、議会開催のタイミングに合わせて開催していきたいと考えています。議会は、6月、9月、12月、3月に定例会があるので、次の会議は5月下旬～7月上旬の間で、皆さんの都合もお聞きしながら決めて行きたいと考えている。開催時間については、働いている方も多くいらっしゃるのでは夜間を考えており、会場については、大きな会場がある早来、追分を交互に開催しようと事務局では考えています。

【質問・意見】

副委員長) 会議日程を決めるときは、早めをお願いしたい。できれば1か月前に決まるようにお願いしたい。

事務局) 承知いたしました。

7. 閉会